独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	トーイン株式会社	コード	7923
提出日	2023/6/7	異動（予定）日	2023/6/29
独立役員届出書の提出理由	2023年6月29日開催の第75期定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議（再任）されるために該当状況を更新いたします		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	崔見　明	社外取締役	○										△					有
2	髙木　新	社外取締役	○										△					有
3	山本　昌平	社外監査役	○										○					有
4	原　一夫	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	崔見明氏は、現在、アサヒグループホールディングス㈱社友であります。アサヒグループホールディングス㈱傘下のアサヒビール㈱と当社の間で包装資材等の販売取引を行っておりますが、当社との取引実績は、当社の独立性判断基準内であり、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはございません。	崔見明氏は、長年にわたりグローバル企業での経営の経験を有しており、特に経営・管理部門での豊富な知識と経験を有しております。その幅広い見識を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくために社外取締役に選任いたしました。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、当社との間に特別の利害関係が存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれが無いと判断し、独立役員に指定いたしました。
2	髙木新氏は、2021年6月まで東洋インキＳＣホールディングス㈱顧問を務めておりました。東洋インキＳＣホールディングス㈱傘下の東洋インキ㈱と当社の間で原材料等の仕入取引を行っておりますが、当社との取引実績は、当社の独立性判断基準内であり、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはございません。	髙木新氏は、長年にわたり当社と関連の高い分野のグローバル企業での経営の経験と専門的な知識を有しております。その幅広い見識を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくために社外取締役に選任いたしました。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、当社との間に特別の利害関係が存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれが無いと判断し、独立役員に指定いたしました。
3	山本昌平氏と当社の間で法務顧問契約を締結しておりますが、当社との取引実績は、当社の独立性基準内であり、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはございません。	山本昌平氏は、弁護士の立場から、専門的なアドバイスと経営機能を監査していただくために社外監査役に選任いたしました。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社との間に特別の利害関係が存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれが無いと判断し独立役員に指定いたしました。
4	該当なし	原一夫氏は、税理士の立場から、専門的なアドバイスと経営機能を監査していただくために社外監査役に選任いたしました。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社との間に特別の利害関係が存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれが無いと判断し独立役員に指定いたしました。

4．補足説明

社外役員の独立性判断基準
当社は、社外取締役並びに社外監査役及びそれぞれの候補者（以下「社外役員」と総称）が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。
①当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」）の業務執行者※1又は過去に一度でも当社グループの業務執行者であった者
②当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
③当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
④当社グループを主要な取引先とする者※2又はその業務執行者
⑤当社グループの主要な取引先※3又はその業務執行者
⑥当社グループから多額※4の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他業務執行者
⑦当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社（親会社・子会社を含む）の業務執行取締役、執行役員又はその他使用人である者
⑧当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
⑨当社グループから役員報酬以外に、多額※4の金銭その他の財産を得ている公認会計士、弁護士、税理士等
⑩当社グループから多額※4の金銭その他の財産を得ている監査法人、法律事務所、税理士法人等の法人、組合等の団体に所属する者
⑪過去3年間において上記②～⑩に該当していた者
⑫上記①～⑪に該当する者が重要な者※5である場合において、その者の近親者※6
⑬上記①～⑫までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、独立社外役員として相応しいと当社が考える者については、当該人物が会社法の社外要件を充足し、かつ、独立社外役員として相応しいと考える理由を、対外的に説明することで当該人物を独立社外役員とすることができるものとする。
※1.「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。
　2.「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品・サービスを提供している者であって、直近事業年度における取引額が、その者の連結売上高の2%以上の額である者をいう。
3.「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品・サービスを提供している者であって、直近事業年度における取引額が、当社の連結売上高の2%以上である者又は当社グループが借入れを行っている者であって、直近事業年度末における借入額が、当社の連結総資産の2%以上の額である者をいう。
4.「多額」とは、直近事業年度で、個人の場合は、年間1,000万円以上、法人・組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
5.「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある者をいう。
6.「近親者」とは、配偶者又は二親等以内の親族若しくは同居の親族をいう。

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。